

## 令和5年台風第6号の影響による停電に伴う被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社  
代表取締役社長 南部 剛史

令和5年台風第6号の影響により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和5年台風第6号の影響による停電に伴う被害（災害のおそれを含む）により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」（継続手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

### ■災害救助法適用市町

#### 【沖縄県】

那覇市  
宜野湾市  
浦添市  
名護市  
糸満市  
沖縄市  
豊見城市  
うるま市  
宮古島市  
南城市  
国頭郡国頭村  
国頭郡大宜味村  
国頭郡東村  
国頭郡今帰仁村  
国頭郡本部町  
国頭郡恩納村  
国頭郡宜野座村  
国頭郡金武町  
国頭郡伊江村  
中頭郡読谷村  
中頭郡嘉手納町  
中頭郡北谷町

中頭郡北中城村  
中頭郡中城村  
中頭郡西原町  
島尻郡与那原町  
島尻郡南風原町  
島尻郡渡嘉敷村  
島尻郡座間味村  
島尻郡南大東村  
島尻郡伊平屋村  
島尻郡伊是名村  
島尻郡久米島町  
島尻郡八重瀬町

(内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください)

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

#### ■特例措置

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者・被保険者の契約について、

**保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施**いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

#### お問い合わせはこちらまで

○「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

○「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)